

# (仮称)札幌市公契約条例素案に対する意見募集の結果について

(仮称)札幌市公契約条例素案について、平成23年11月22日から12月21日までの間、市民の皆さんのご意見を募集させていただいたところ、合計296件の貴重なご意見を頂きました。

このたび、頂いたご意見と、そのご意見に対する札幌市の考え方について公表いたします。

なお、お寄せいただいたご意見については、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約しておりますことをご了承ください。

## 1 意見募集の実施概要

### (1) 実施期間

平成23年11月22日から12月21日までの30日間

### (2) 資料の配布場所等

財政局管財部契約管理課、各区役所、各まちづくりセンター、市政刊行物コーナー、札幌駅前通地下歩行空間、地下鉄駅、札幌市公式ホームページ など

## 2 意見の件数等

### (1) 意見提出者数 104人(団体含む)

### (2) 意見件数 296件

### (3) 意見の内訳

条例全般に関すること	79件
目的、定義及び責務に関すること	15件
契約の範囲に関すること	21件
労働者の範囲に関すること	4件
作業報酬下限額に関すること	27件
実効性の確保に関すること	43件
指定管理者に関すること	6件
審議会に関すること	10件
上記以外の意見	71件
その他	20件
合計	296件

## 具体的な意見の概要と市の考え方

意見の概要		件数	札幌市の考え方
<b>条例全般に関すること</b>			
1	労働条件や雇用環境の悪化、賃金の下落に歯止めをかけ、公共サービスの低下を防ぐため、条例の制定には賛成である。	34	条例は、市が発注する事業において、公契約に従事する者の適正な労働環境の確保を通じて、事業の質の向上を図り、もって誰もが安心して働き暮らすことができる地域社会の実現及び市民の福祉の増進に寄与することを目的としております。
2	根本的な効果があるか疑問であり、地域経済の活性化など、他に進めていくことが先であるため、条例の制定には反対である。	13	
3	条例は、賃金だけでなく、安定した経営もできるようになり下請事業者にとってもメリットがある。	1	
4	条例によって、業界の混乱を招く懸念がある。	1	
5	条例を早期に制定してほしい。	12	条例については、パブリックコメントの意見を踏まえ、条例案をまとめ、本年2月に招集される第1回定例市議会に提案し、議会で議論をしていただいたうえで、制定を目指しております。
6	条例案について議会に十分説明し、各議員の条例に対する考え方について、広く市民へ周知してほしい。	1	
7	条例は関係部局や議員などとも議論したうえで制定すべきである。	1	
8	地元企業を育てる制度につながることを期待している。	1	条例の制定により、労働者の適正な労働環境が確保されることで、人材確保や技術を継承していくという面において、関係業界の健全な発展につながっていくものと考えております。
9	条例で賃金支払いまで規制すべきでない。	4	条例は、受注者と契約に基づき、公契約に従事する者に一定額以上の賃金の支払いを義務付けるものです。また、契約自由の原則に基づき契約を締結することから、民民間の契約に介入するものではないと考えております。
10	スケジュールが性急であり、もっと時間をかけて議論してから導入すべきである。	5	公契約条例については、市長の重点政策の一つとしてマニフェストに掲げ、市議会において議論しているほか、関係業界団体などの関係者との意見交換を行っております。今後、第1回定例市議会に条例案を提案し、さらに議論がなされます。 また、北海道地区の労務単価は全国最低水準であり、労働環境の改善の取り組みが必要であると考えております。
11	関係官庁との連携を取り、法律はじめ国の諸制度との整合性も確認した上で、公契約条例を進めるべきである。	1	関係官庁とは、必要に応じ連携を図っていくほか、法令等の整合性についても確認のうえ取り組んでおります。

意見の概要		件数	札幌市の考え方
12	賃金の支給状況についての調査・確認が行われているのか。行われているのなら実態に関する情報提供を開示してほしい。	3	<p>国で定めている公共工事設計労務単価や建築保全業務労務単価は、毎年公共工事等に従事した労働者の賃金支給実態を調査し、その結果を基に決定したものととなっていることから、北海道地区の賃金実態が反映されているものと考えております。</p> <p>北海道地区の公共工事設計労務単価については、全国最低水準で下落傾向となっているところであり、全職種平均ではこの10年間で約18%下落しております。また、清掃や警備などの業務委託では、抽出による実態調査等から、総じて最低賃金額付近の賃金で働いている労働者が多い状況を把握しているところです。</p> <p>なお、作業報酬下限額につきましては、審議会の意見を聴いて決定することとなりますが、基準とする労務単価を超える金額は想定しておりません。</p>
13	国で定めた労務単価が適正なものか検証結果を示した上で、なぜ条例を制定して企業に負担を強いるのか説明してほしい。	1	
14	すでに条例を制定している自治体の実施後の効果や問題点をどう評価し、条例にどのように反映されているのか	1	制定先行市の実施状況を参考に、本市における状況を踏まえ、条例案を策定しております。
<b>目的、定義及び責務に関すること</b>			
15	公契約の適正化を通じて地場賃金の引き上げや適正な労働条件を地域全体のものにするという目標を明確にすべきであり、そのために、受注する側だけでなく発注する業界や企業にも条例の趣旨を理解してもらうよう札幌市が積極的に働きかけるべきである。	1	条例は、市が発注する事業において、契約自由の原則による双方合意のもと、受注者に一定額以上の賃金の支払いを義務付けるものです。しかしながら、条例の趣旨からも、広く事業者や市民の方々に理解してもらい、浸透していくことが重要でありますので、さまざまな機会を通して周知を図ってまいりたいと考えております。また、条例については公共サービス基本法の趣旨にも合致したものであると考えております。
16	条例の法的根拠として「公共サービス基本法」(第11条)を付言すべきである。	1	
17	条例の目的に、労働者保護や事業者の育成、住民福祉などを入れてほしい。	2	条例では、目的や市の責務において、適正な労働環境を確保すること、地域経済の発展に資すること及び安心して働き、暮らすことのできる地域社会の実現及び市民の福祉の増進を目指すことを掲げております。
18	「作業報酬」ではなく、「賃金」と明確にすべきである。	1	条例では、労働者のほか個人事業主が受注者と請負契約を締結して、作業に従事するいわゆる「一人親方」も対象としておりますので、「作業報酬」と表現しております。
19	「公契約」については、市が発注する請負、業務委託、売買その他の契約等と広く規定すべきである。	1	<p>「公契約」については、市が発注する工事、製造その他の請負契約や業務委託契約、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定としております。</p> <p>また、条例は、市が発注する事業において、労働者の適正な労働環境の確保を通じて、事業の質の向上を図ることを目的としており、実効性の確保の観点から、作業報酬下限額を設定する公契約については、まずは労務単価の基準がある工事に係る請負契約や業務の委託に係る契約などの一定範囲と考えております。</p>
20	契約の相手方には、建設業法等の遵守を規定し、下請者に適正な請負額を確保させる義務を規定すべきである。	1	下請契約につきましては、元請業者と下請業者間の合意に基づくものでありますが、元請業者に対しては、建設業法や公契約条例の趣旨を十分に理解していただき、適正な価格による契約が締結されるよう周知徹底を図ってまいります。

意見の概要		件数	札幌市の考え方
21	条例の目的の「従事する労働者の適正な労働環境の確保」は、「従事する労働者の適正な労働条件の確保」とすべき。	1	雇用契約等に基づく具体的な労働条件の決定については、労働関係法令に基づき労働者と使用者との間で対等な立場で行われるものであります。これに対して、条例の規定は、発注者と受注者間の契約自由の原則に基づく双方合意による双務契約を前提としておりますので、労使で定めるべき労働条件全般について条例で規定することは適切でないと考えております。
22	相手方の責務として従事労働者等の継続雇用の確保に向けた措置を講ずる義務を規定すべきである。	1	
23	条例に雇用安定のための規定を盛り込むべきである。	4	
24	市の責務として、「労働者への公正な賃金・公正な労働条件の確保」を挙げるべきである。	1	
25	条例の目的に労働条件の確保、低賃金の排除を明確にすべきである。	1	
<b>契約の範囲に関すること</b>			
26	対象範囲を広げてほしい。	15	条例の趣旨から、可能な限り適用範囲を広くすることが望ましいことですが、すべての契約について労働者の賃金を確認することは困難と考えておりますことから、まずは労務単価の基準がある工事・業務のうち、規模の大きい契約に限定し、対象となる労働者賃金の確認を確実に言い、条例の定着化を図ってまいりたいと考えております。 また、条例施行後、その運用状況を的確に把握するとともに、賃金の支払い状況などさまざまな観点から検証を行い、必要な見直しを行う考えであり、適用範囲の拡大につきましても、条例の趣旨の浸透状況や実効性の確保状況などを考慮し、検討を行ってまいりたいと考えております。
27	条例の実効性を確保するうえで、金額を一定規模以上に限定するという市の見解は、ひとまずは賛同できるが、範囲を拡大するなどの措置を講じていくことが必要である。	1	
28	対象工事は一律5億円か一律2億円かどちらかにした方がよい。	1	
29	除排雪業務を条例の対象から外すべきではない。	1	
30	特定の業種のみを対象とするのは不公平と思うが、特定した理由はあるのか。	1	
31	条例制定後の労働者の範囲拡大に向け、条例の政策効果を高め、確保していくうえでも労働団体・産別労働組合との定期協議を予定すべきである。	1	
32	対象範囲を明文化してほしい。	1	
<b>労働者の範囲に関すること</b>			
33	一人親方を対象とすることは賛成である。	1	工事現場においては、個人事業者が受注者との請負契約に基づき作業に従事しておりますことから、条例の趣旨からも、こうした方々に一定の作業報酬を確保するべきものと考え、対象としております。 条例は、市が発注する事業において、労働者の労働環境の確保を通じて事業の質の向上を図ることを目的としております。 なお、市の臨時・非常勤職員の賃金については、業務内容や職責等を考慮し、適正な水準となるよう決定しております。 労働者の範囲につきましても、条例制定後において、運用状況を把握し、さまざまな観点から検証を行い、検討してまいりたいと考えております。
34	札幌市が直接雇用している非常勤や臨時的職員なども対象にすべきである。	1	
35	「官製ワーキングプア」のもう一つの柱である非正規公務員の救済に着手をすべき。	1	
36	業務委託契約についても工事請負契約と同様、請負契約にもとづく「一人親方」も含めるべきである。	1	

意見の概要		件数	札幌市の考え方
<b>作業報酬下限額に関すること</b>			
37	作業報酬下限額は、労務単価の10割、時給1000円以上、生活保護基準以上などの金額とすべきである。	7	作業報酬下限額については、条例の趣旨を踏まえて、労働者、使用者の関係者などで構成される審議会におきまして、十分議論をしていただくこととしており、その意見を踏まえて市長が決定することとしております。 なお、工事は、公共工事設計労務単価が基準であるため51職種、業務は、建築保全業務労務単価が基準であるため3職種について、それぞれ作業報酬下限額を設定することを考えております。
38	作業報酬下限額について早急に明示してほしい。	2	
39	報酬については細分化すべき。	2	
40	最低賃金で働く警備員に、算出された労務費が直接支払われるようにしてほしい。	1	
41	作業報酬下限額は審議会の意見を聞いて決定してほしい。	2	
42	「最低下限額」は、議会の議決を得て、市長が決定すべきである。	1	
43	工事や業務委託のあるべき賃金水準については、調査・検討が必要である。	4	
44	工事の作業報酬下限額は、日額単位とすべきである。	1	
45	労働者の賃金は、作業量によって判断されるのか、それとも労働時間か。	1	
46	設計労務単価を基準とすべきではない。	3	
47	一人親方を対象とすることは賛成であるが、報酬部分だけでなく、諸経費についても積算基準どおりに支払われるような措置が必要である。	3	作業報酬下限額につきましては、客観的で合理的であることが必要のため、工事については一般的に積算で用いられる公共工事設計労務単価を基準としたものです。 一人親方の請負金額につきましては、諸経費を除いた実質的な賃金と作業報酬下限額とを比較して確認する方向で検討を進めていきます。
<b>実効性の確保に関すること</b>			
48	下請業者にも報告義務を付けてほしい。	1	市と直接の契約の相手方ではない下請業者に対しましては、報告義務や強制的な立入調査は難しいことから、協力を求めることができることとしておりますが、下請業者において、条例違反行為が是正されない場合にも、何らかのペナルティを課すことを検討しております。
49	立入調査などについて、下請業者も受注者と同様に行えるようにすべきである。	1	
50	下請業者に対しても、受注者と同様の履行の確保、条例違反の場合の措置を規定すべきである。	1	
51	個人別の賃金を元請会社が確認するのは個人情報の問題があるのではないか。	4	受注者には、市に提出する報告書(台帳)に対象労働者の氏名や賃金等を記載していただく予定ですが、個人情報にあたることから、当該労働者の同意を得たうえで作成していただくこととなります。なお、同意が得られない場合にあっては、氏名の記載の代わりに識別番号を記載するなどの方法により作成いただくことを考えております。
52	受注者から労働者に対する周知については、掲示などではなく、労働者に個別に周知することを義務付けるべきである。	1	労働者への周知方法につきましては、対象労働者の範囲や作業報酬下限額など、条例で定める事項について、事業場等への掲示又は書面を対象労働者に配布することを考えておりますが、掲示にあたっては、「見やすい場所」と限定してまいります。
53	労働者が申し出したことによって、不利益な取り扱いをされないようにすべきである。	3	受注者が、労働者が申し出したことをもって不利益な取り扱いを行ったときには、参加停止等の措置をとることで、申出者を保護することとしており、また、匿名により情報が寄せられた場合にも、調査・確認を行うことも運用面において検討したいと考えております。
54	条例の対象外の労働者からの申出に対しても対応してほしい。	1	

意見の概要		件数	札幌市の考え方
55	労働条件を審査する制度を盛り込むべきである。	2	公契約条例につきましては、一定額以上の賃金の支払を義務付けるものです。労働条件につきましては、基本的に法令等に基づき監督官庁が監視すべきものと考えますが、市の契約約款において受注者に対し、法令遵守を求めているところであり、これに違反した場合には参加停止などのペナルティを課すこととなります。
56	労働基準法など法令を遵守させてほしい。	3	
57	法令違反の是正については発注者が立ち入り調査を実施、受注業者に対し賃金等の是正勧告や解約等の毅然たる措置を取ることが先決ではないか。	1	
58	労働者に賃金が支払われているかのチェック方法をしっかりと作る必要がある。	1	公契約に従事する下請業者も含めたすべての対象労働者について、市が定める様式に必要事項を記載し報告書(台帳)を提出していただきますが、報告書に疑義があれば、関係書類の提出を求めたり、立入調査を行うことができることとしております。なお、条例違反が認められた場合には、是正措置を求めることとなりますが、受注者が是正措置を講じない場合や、虚偽の報告や資料の提出を行った場合などには、業者名の公表や契約解除、参加停止措置などにより対処していきたいと考えております。
59	下請業者がきちんと賃金を支払っているか確認するのは難しいのではないか。	3	
60	実効性を保障するには、賃金の履行確認と、違反を是正する制度が必要である。	2	
61	条例違反には是正措置をし、従わない場合は参加停止や契約解除、違約金の請求など厳しい措置ができるようにすべきである。	4	
62	条例を実効性のあるものにしてほしい。	1	
63	受注者に連帯して責任を負わせるべきである。	3	市との契約の相手方である受注者は、原則、下請負人が行った条例違反行為について、これを是正する責任を負うこととなり、このことにより実効性の確保を図ってまいります。
64	条例の履行に必要な財源や組織体制が示されていない。	1	必要な組織体制や職員の確保につきましては、条例の適正な運用が図れるよう関係部局と協議しております。
65	下請事業者が元請事業者から不利益を受けないようにすることや下請事業者に適正な価格での発注が行われているかなどもチェックすべき。	1	下請契約につきましては、建設業法におきましても対等な立場における合意に基づく公正な契約の締結(第18条)、自己の取引上の地位を利用しての不当な低い請負金額の禁止(第19条の3)が規定されているところであります。このことから、元請業者に対しては、建設業法や公契約条例の趣旨を十分に理解していただき、適正な価格による契約が締結されるよう指導及び周知徹底を図ってまいります。
66	条例に下請事業者への発注額に作業報酬の引き上げ分を担保できるような仕組みを盛り込んでほしい。	1	
67	行政以外の第三者にも調査できるようにすべきである。	6	契約当事者である市が、まず確認調査を行うべきものと考えますが、条例の運用にあたり、第三者の活用も含め、効率的な調査方法等について検証してまいりたいと考えております。
68	条例を市民に知ってもらうことが大切であり、それが実効性の確保につながると考える。	1	条例の施行にあたっては、さまざまな機会を利用して、条例が浸透するよう広く市民の方々に周知を図っていきたくと考えております。
69	元請が協力業者の賃金について関知できない。	1	受注者は、条例の趣旨を十分理解したうえで、市と契約を締結するとともに、協力業者に対しても、その趣旨を十分説明して契約を締結し、対象となる労働者の賃金が確認できるよう指導及び周知を行っていただきたいと考えております。

意見の概要		件数	札幌市の考え方
<b>指定管理者に関すること</b>			
70	指定管理者を対象とするのは賛成である。	1	指定管理者制度を導入し、民間事業者やNPO法人などが管理・運営を行っている公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であることから、その施設のサービスの品質を確保することが必要です。
71	指定管理者を対象とし、市の現業職員初任給に準ずる賃金を保障することに賛成する。	1	したがって、指定管理者に雇用される労働者について、適正な労働環境の確保を図るため、指定管理者と締結する協定についても、作業報酬下限額を設定することとします。 設定する作業報酬下限額については、市の現業職員の初任給を基準とし、生活保護基準その他の事情を勘案し、審議会での意見を踏まえて設定することとします。
72	指定管理者を対象とすることや市の現業職の初任給を基準とすることは評価できるが、指定管理者が発注する施設の管理に係る業務委託の一部の業務についてだけ作業報酬下限額を設定することは妥当でない。また、一人親方も対象とすべき。	1	条例の対象となる契約については、条例の実効性の確保を図るため、限定しているところでありますが、対象範囲や労働者の範囲につきまして、条例制定後において、運用状況を把握し、さまざまな観点から検証を行い、必要な見直しを図りたいと考えております。
73	指定管理者の作業報酬下限額が支払われるよう必要な場合は協定の見直しをすべきである。	1	条例の適用日以前に協定を締結している指定管理者につきましては、条例の適用対象外となります。
74	指定管理者はすべて対象となるのか。	1	指定管理者はすべての施設について、条例施行後に協定を締結する施設から対象にする予定です。
75	指定管理者の対象については1億円以上とすること。	1	
<b>審議会に関すること</b>			
76	非正規職員に対する現行賃金の積算根拠を公開し、審議会議論の対象とすべきである。	1	作業報酬下限額の設定にあたり、審議会での具体的な審議方法や必要とする調査事項などにつきまして
77	生活保護基準の勘案は、「就労者に対する生活扶助」という基本にもとづき、勤労控除を行い、さらに冬期加算した試算によるべきである。	1	は、審議会で決定していただくこととしております。
78	審議会では、行政自身による調査や関係団体からの意見聴取などを通じて、労働者の賃金・労働実態が反映されるような条件整備を図るべきである。	1	
79	審議会のメンバーには専門的な知識を有する者が参加することが必要である。	1	作業報酬下限額につきましては、労使双方に関わる事柄であることから、労使関係者などを委員とする審議会により、十分な審議をしていただき、その意見を踏まえたうえで、市長が決定することとしております。また、委員の選任につきましては、関係団体の意見などを参考にして、公正に選任いたします。
80	審議会の委員に労働団体を参加させるべきである。	4	
81	労働者及び使用者の代表者としてふさわしい者を公正な観点から選任する必要がある。	1	
82	審議会は公開すべきである。	1	審議会の公開・非公開の決定につきましては、具体的な審議内容により判断してまいりたいと考えております。
<b>上記以外の意見</b>			
83	条例の制定がかえって雇用環境に逆効果を及ぼす可能性も十分にあり、導入した場合における効果検証を十分行うことを要望する。	2	条例を運用していく中で、さまざまな観点から検証を行ってまいりたいと考えております。

意見の概要		件数	札幌市の考え方
84	条例の対象外の労働者と賃金格差ができるのではないか。	5	市発注の条例対象外の契約についても、条例対象契約と同様に最低制限価格の設定により、必要な受注額は確保されるものと考えており、ただちに、賃金格差につながるものではないと考えております。また、民間施設における受注金額との差異については、税金を原資とする市の業務は、公共サービスに係る事業の品質確保を図ることができる金額で発注を行い、一方、民間施設においては、各々の要求水準に応じた発注をしているものであることから、その受注金額に差異が生じるとしても、やむを得ないものと考えております。
85	業者は民間工事も請け負っており、同じ会社内での不公平による混乱を招く事とならないか。	1	
86	条例は事務負担を増やすことにつながる。	7	条例の施行により、受注者には賃金に係る報告書の作成など一定の書類の提出をしていただくこととなりますが、条例の実効性の確保を図りつつ、過度の負担とならないよう十分配慮してまいります。
87	入札制度の改善を行うべきである。	33	入札制度については、競争性、公平性、透明性、品質の確保、経済・雇用状況などさまざまな要素を勘案して、必要があると認められるものについて、順次改善を図ってきており、今後とも必要な改善は行ってまいりたいと考えております。 なお、最低制限価格の引き上げにつきましては、本年1月に清掃や警備業務などの業務について、引き上げを行っており、工事については、平成24年度の当初事業から反映できるよう検討しているところです。
88	条例によって賃金の底上げを期待しているが、適正な労務費や管理費などが確保されなければ、企業活動は成り立たないので、入札で無理な価格設定がないか確認すべきである。	1	
89	最低制限価格を上げてほしい。	15	
90	適正な価格で発注すべきである。	6	
91	最低制限価格を引き上げることは、官製談合を復活させることになってしまう可能性があり、業界の最低制限価格引き上げ要求には、到底賛成することが出来ない。	1	
		計	276

## その他

意見の趣旨のみを掲載させていただきます。

1	指定管理者制度に関する事	8	
2	生活保護制度に関する事	1	
3	雇用政策に関する事	1	
4	児童会館に関する事	1	
5	積算に関する事	3	
6	民間発注工事に関する事	1	
7	賃金に関する事	4	
8	SAPICAに関する事	1	
		計	20

## 札幌市公契約条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、公契約について、市及び公契約の相手方となる者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項等を定めることにより、公契約に係る作業に従事する者の適正な労働環境を確保し、それを通じて公契約に係る事業の質の向上を図り、もって誰もが安心して働き、暮らすことができる地域社会の実現及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「公契約」とは、市が発注する工事、製造その他の請負契約及び業務の委託に関する契約並びに市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。

### （市の責務）

第3条 市は、公契約に関し、入札及び契約における透明性、競争性及び公平性を保持するとともに、公契約に係る作業に従事する者の適正な労働環境の確保及び公契約に係る事業の質の向上並びに地域経済の発展に資するよう、公契約に係る施策を実施しなければならない。

### （公契約の相手方等の責務）

第4条 公契約の相手方及び相手方となろうとする者は、この条例の趣旨を尊重し、公契約に係る市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 公契約の相手方は、市の事業の実施に携わる者としての社会的責任を自覚し、当該公契約に係る作業に従事する者の適正な労働環境を確保し、当該公契約に係る事業の質の向上を図るよう努めなければならない。

(作業報酬下限額を設定する契約等)

第5条 市長は、公契約のうち次の各号に掲げる契約等について、それぞれ当該各号に定める者(以下「対象労働者」という。)に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬(賃金(労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。)又は請負代金のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)の下限の額(以下「作業報酬下限額」という。)を定めるものとする。

(1) 市が発注する予定価格500,000,000円以上(電気設備及び機械設備に係る工事のうち規則で定めるものにあつては、200,000,000円以上)の工事に係る請負契約(以下「特定工事請負契約」という。) 次に掲げる者であつて市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に定められている職種に係る作業に従事するもの

ア 労働基準法第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下「労働者」という。)であつて特定工事請負契約に係る作業に従事するもの

イ 自らが提供する労務の対償を得るために受注者(第7条第1号に規定する受注者をいう。)又は下請負人との請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者

(2) 市が発注する予定価格10,000,000円以上の業務の委託に関する契約のうち規則で定めるもの(以下「特定業務委託契約」という。) 労働者であつて特定業務委託契約に係る作業に従事するもの

(3) 市が指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定(以下「公の施設の管理に関する協定」という。) 労働者であつて次に掲げるもの

ア 指定管理者に使用される者で当該公の施設の管理に係る作業に従事するもの

イ 指定管理者が発注する当該公の施設の管理に係る業務の委託に関する契約のうち規則で定めるものに係る作業に従事する者

(作業報酬下限額)

第6条 作業報酬下限額は、次の各号に掲げる対象労働者の区分に応じ、当該各号に定める額を基準として、生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額その他の事情を勘案して定めるものとする。

- (1) 前条第1号ア及びイに定める者 同号に規定する公共工事設計労務単価
- (2) 前条第2号に定める者 市が建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いる建築保全業務労務単価
- (3) 前条第3号アに定める者 市の業務職員(高等学校を卒業した者に限る。)に支払われる給料月額のうち下限となる額を基準として規則で定める額
- (4) 前条第3号イに定める者 第2号に規定する建築保全業務労務単価

2 市長は、作業報酬下限額を定めようとするときは、第11条に規定する札幌市作業報酬審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、作業報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定工事請負契約等に定める事項)

第7条 市長及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)が締結する特定工事請負契約、特定業務委託契約及び公の施設の管理に関する協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 受注者(特定工事請負契約、特定業務委託契約又は公の施設の管理に関する協定(以下「特定工事請負契約等」という。))を市長等と締結した者をいう。以下同じ。)は、対象労働者の氏名、

職種、第5号アに規定する作業時間数、作業報酬の額その他規則で定める事項を記載した台帳（以下「作業報酬台帳」という。）を作成し、事業場その他適当な場所に備え置くこと。

- (2) 受注者は、作業報酬台帳の写しを市長等が指定する期日までに市長等に提出すること。
- (3) 受注者は、次に掲げる事項について、当該事項を記載した書面を当該対象労働者に交付し、又は特定工事請負契約等に係る作業が行われる事業場等の見やすい場所に掲示すること。

ア 対象労働者となる者

イ 作業報酬下限額

ウ 対象労働者が次条の申出をすることができること及びその申出先

エ 対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。

- (4) 受注者は、次条の申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、対象労働者がその申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
- (5) 受注者は、次のア又はイに掲げる場合には、当該ア又はイに定める額を当該対象労働者に作業報酬が支払われるべき日から起算して規則で定める期間を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにすること。ただし、当該額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでないこと。

ア 対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合 当該作業報酬下限額に当該作業に従事した時間数として規則で定める方法により算定する時間数（以下この号において「作業時間数」

という。)を乗じて得た額

イ 対象労働者に支払われた作業報酬の額に基づき規則で定める方法により算定した当該対象労働者の1時間当たりの作業報酬の額が、作業報酬下限額を下回った場合 当該1時間当たりの作業報酬の額と作業報酬下限額との差額に作業時間数を乗じて得た額

(6) 受注者は、特定工事請負契約等を履行するに当たり、下請契約等を締結することにより、下請負人等に当該特定工事請負契約等に係る作業を行わせる場合には、下請負人等がこの条例の趣旨を尊重し、対象労働者となる者の適正な労働環境を確保することについて、当該下請契約等において明らかにすること。

(7) 受注者は、第9条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならないこと。

(8) 受注者は、第9条第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、第1号から第6号までに掲げる事項に違反していると市長等が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、速やかに当該措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市長等が指定する日までに市長等に報告すること。

(9) 市長等は、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、当該受注者の名称及び当該行為の内容を公表し、若しくは特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約を解除し、又は公の施設の管理に関する協定について受注者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。

ア 受注者が第9条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

イ 受注者が前号に規定する措置を講じず、当該措置の内容の報

告をせず、又は虚偽の報告をした場合

- (10) 市長等は、前号に規定する解除又は公の施設の管理に関する協定に係る受注者の指定の取消し若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わないこと。

(対象労働者からの申出)

第8条 対象労働者は、前条第5号ア又はイに掲げる場合に該当するときは、市長等又は受注者にその旨の申出をすることができる。

(立入調査等)

第9条 市長等は、対象労働者から前条の申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、対象労働者を使用する者その他関係者(受注者を除く。以下「使用者等」という。)に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に使用者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公表)

第10条 市長等は、第7条第9号ア又はイのいずれかに該当する場合は、当該受注者の名称及び当該行為の内容を公表することができる。

2 市長等は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該受注者の意見を聴かななければならない。ただし、当該受

注者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると市長等が認めるときは、この限りでない。

(作業報酬審議会)

第11条 作業報酬下限額について調査審議するため、札幌市作業報酬審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、事業者、労働者、学識経験を有する者その他の市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第5条、第6条及び第11条並びに附則第4項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 審議会の委員の委嘱のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第7条から第10条までの規定は、この条例の施行の日以後に公告その他の行為により申込みを求める特定工事請負契約、特定業務委託契約及び指定管理者の指定に係る公の施設の管理に関する協定について適用する。

( 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 )

4 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表その他の附属機関の委員の項中

「犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員」を

「犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員

作業報酬審議会委員

に改める。

」